

地域からの教育改革

——地域教育計画の策定にむけて——

鈴木祥蔵

一、解放教育運動のたしかめて来たもの

(1) 解放教育は、戦後の部落解放運動の発展とともにその運動の一翼を担ってきた。それは一般には同和教育と呼称して行政の任務であると考えられるようになった。解放教育は実質的にわが国の民主教育の内実を豊富にしてくれたといえるのである。それをおおまかにまとめれば、次の五つの観点から整理してみることができる。

第一には教育条件の整備改善の闘いである。この闘いは「奪われたものを奪い返すたかいかい」と言われてきた。公教育をうける機会を奪われてきた部落の親たちの切実な願

いは、教育の機会均等を完全に保障せよというものであった。それにともなって、越境入学の差別性に気づきそれを是正させる闘い、同時に「部落のはろ学校」と呼ばれてきた劣悪な学校の改善・新築の闘い、教育諸設備の改善の要求。さらに、教員の配置基準の見直し、加配教員の配置、教育内容の改善と「にんげん」などの教科書の無償配布の闘い、教育無償化のための闘い、奨学金支給のための闘い。これら一連の闘いは、解放運動の高揚に支えられて実現されてきたのであるが、一方、政府や自治体は、一九六〇年代の高度経済成長政策の実施にともなう余裕のある財政によって比較的容易にその要求に答えることができたという側面も見逃すことはできない。また、一九六五年の同

對審査申、それを基本につくられた一九六九年の特別措置法は、これらの要求を満たしてゆくための大きな支えともなった。特に特措法にもとづく地域の環境改善は直接、間接に解放運動を高揚させ、同時に子どもたちの成長・発達に欠くことのできない家庭や地域の環境を改善させることに役立ってきた。

(2) 第二には、地域に保育・教育の自治集団を確立する闘いが進展されたことである。

部落解放を担う子どもたちの教育は誕生とともににはじまるのだという自覚は、どの地域にも保育所を設立させ、そこで「同和」保育を保障させる必要があると確認されて一九六〇年代後半から精力的にこの運動が展開されてきた。

しかもこの運動の主体は部落の親集団であると同時に地域における保育労働者をまきこんだ保育者集団が必要であると自覚された。具体的には「保育守る会」に結集した被差別部落の親たちの力が地域に育ってきたのである。このスタイルは、小学生をもつ親の会、中学生をもつ親の会、その他児童の親の会など各段階の親たちの結集をうながした。しかし、もっともわかり易くかつ切実な要求があった乳幼児の親たちの結集がどの地域でも活発に展開された。それに引きかえて、小、中、高、大学と段階をおうごとに学校の壁は厚く、充分な運動が展開されたとは言えない。

いう自覚が明確にされてきている。それら事実が見えなくされたのは、実は天皇制下のわが国の近代化の過程で、差別が一層きつくなり、「むら」をすて、都市に流入し下層の雑業労働者としてしか生きられなくなって、部落の共同体が崩壊させられてしまった結果なのである。今日、部落解放運動は、各地域に解放会館を設立させることに成功してきている。そこは、識字や保育・教育の運動の拠点になっていると同時に「むら」に伝わる文化をほりおこし、解放の精神を吹き込んで新しい文化の創造が展開されてきている。「部落解放文学賞」の設定もそれに一つの刺戟を与えている。このような運動への参加はそのまま大衆の自己教育活動となっている。

忘れてならないのは、「部落子ども会」の活動である。水平社創立後直ちに各地に波及して運動化した少年少女水平社またはピオニールは、子どもたちの差別とたたかう集団であった。天皇制下の完全な統制と支配・管理下におかれた学校で差別が日常化していた頃であるから、子どもたちは打てば響くように立ち上り結果して差別反対の行動に踏みきることができた。この少年少女水平社・ピオニールの運動に参加し活動することがそのまま自己教育の活動となったのである。部落解放同盟は、戦後まもなく少年少女水平社・ピオニールの伝統を継承発展させる必要を確認し、

いのが実状である。

第三に、自己の社会的立場の自覚と自己教育運動の展開である。

公立の学校は国家目的追求のための道具とされ、体制維持の機関として利用されてきた。これら学校はそれ自体差別的であり、部落民や障害者や在日朝鮮人などを排除してきた。したがって部落には未だに多数の「学歴無し」の人が多く、かつ文字を知らないという人が多い。解放運動は「あいいうえおからの解放運動」と言われる識字の運動を展開した。この運動は中国の革命の過程で展開された農民出身の兵士たちの識字運動に触発された運動でもあった。また、保育や教育の諸段階で組織された親たちの「保育・教育に関する」学習会は、親たちの自覚を高める運動の意味を十分に持つものであった。

また、部落は劣悪な環境を与えられて文化的にもおくれた地域であるという支配者や差別者側の偏見や思想に染められて「うちのめされてしまっている」部落大衆は次第に自己学習、自己教育の過程でそのあやまりに気づかされてきた。さまざまな芸能を担い、さまざまな民具をつくり、造園や植木の産業のしかも極めてすぐれたそのにない手の多くは被差別部落の職人であり、多くのすぐれた伝統芸術なども「むら」でつくられ、「むら」に保存されていると「部落子ども会」として各地にその取組みをすすめている。これら部落子ども会は、たとえば日本教職員組合に対する攻撃を自分たちへの攻撃ととらえて、日教組に連帯して各地で闘った。勤評闘争の際の京都での闘いに際して、子ども会が直接に教育委員会と交渉し、勤評を阻止することに大きく貢献した。また、狭山事件を契機として、各地の子ども会は一斉に立ち上り、同盟休校という手段に訴えて世論を喚起することに役割を果たした。このような闘いは、それぞれが契機となって子どもたちに「おのれのおかれた立場の自覚」を明確にさせる自己教育の機会となったのである。

(3) 第四には、保育所や学校における他の被差別者集団との共闘である。

在日朝鮮人の保育・教育についての取り組みは、必ずしも充分ではなかったけれども、解放保育・教育の担い手たちは、反差別の自覚を高めてきて、当然に日本人の側から、その保育・教育の在り方を見きわめ、在日朝鮮人の親たちと連帯しこの運動を進展させねばならないことを意識しはじめ実践しはじめている。

大阪をはじめとして、解放教育の発展してきたところでは、部落差別を許さないという視点から、障害者差別にも極めて高い関心を示してきた。したがって同和保育所、並

びに同和教育に熱心に取り組んだ地域の小・中学校でも障害児の「共生と共育」のスローガンのもとで地域の学校への受け入れがすすみ、教育の内容・方法にも一定の改善を表現させてきている。

また、解放運動は、女性解放のための共闘にも率先して取り組み、「あらゆる形態の女性差別撤廃条約」の批准の闘いに立ち上ってきた。その過程で「家庭科」の男女共修の問題や、男女役割分担論に組する教育内容の総点検をもすすめてきている。男女の差別を克服するための保育・教育の必要性に対する自覚は、これからの重要な課題である。さらにアイヌ系日本人の差別を重要な課題とすることもほつほつ実践化されつつある。

地域の労働者は、まだ十分に保育や教育が自分たちの手で変革され、労働者の子どもたちの未来をよりよく切り拓かれてゆくべきだと強く自覚しているまでには至っていない。しかし、被差別者の保育・教育の運動に連帯することを通して、自らの手に教育改革の権利をとりもどさなければならぬという自覚が高められてきつつある。そのためには解放同盟の運動への連帯はさらに強められ、絶えざる共闘のための運動に組織されてゆかねばならない。

第五には、国際的な反戦、反差別の運動との連帯の発展である。

諸施設における保育内容、小・中・高・大学の諸段階の学校における「解放教育の内容の改善と創造」の発展である。

全国同和教育研究協議会（以下全同教という）は一九五三年五月結成以来三十二年の間、同和教育関係者が毎年研究会を重ね、一年間のすぐれた実践を報告しかつ総括をしつつってきた。今日では毎年一万六千から二万の集會参加者が参加し盛況である。この研究会は一貫して「差別の現実から深く学ぶ」というスローガンを掲げて保育から教育の諸段階の内容を精密に研究討議して実践上の理論とその手だてを創造しつつある。

また、保育の問題に関しては、一九七八年大阪で全国解放保育研究会が開かれて以来、毎年開催され、八四年第七回「全解保」研究会が香川県丸亀市で盛大に開催された。この全国に呼びかけられた解放保育の研究会には、各地で——市、町、村または府県で——研究会がもたれ、それが持ち寄りられて研究討議され集約されてきているのである。

この外にも、たとえば日教組の全国研究会や、社会教育の分野における研究会とか研修会等もたれつつある。また大学には「部落問題研究室」や「同和教育研究室」と名称は違うが、何れも部落解放を旨とした研究に取り組む大学が出てきているし、教科の中に同和教育とか部落解

国際連合は、一九七〇年の国際環境年の設定以来、一九七五年には国際婦人年、一九七八年には国際反人種隔離政策年、一九七九年には国際児童年、一九八〇年には国際婦人年中間年、一九八一年には国際障害者年、一九八三年には国際コミュニケーション年、一九八五年には国際青年年並びに国際森林年という具合に、国際的な運動を提唱しつけてきた。アメリカのレーガン政権にみられるような巨大な費用を軍事力増強のために組み込み、核軍拡をおおって、他国にまでその方針を押しつけようとする反動的な動きがある。そのために国際緊張は次第に激化してきつつある。しかし、国際連合やユネスコに結集した多数の国家代表の努力は国際的緊張をやわらげ、何としても第三次世界戦争を防止しなければならないと奮闘中である。この国際的な反戦平和の運動に解放運動は地道に連帯し、わが国内の平和愛好集団をこの運動につなげる役割を果たしてきている。最近では第三世界における独立と解放の運動との接近もはかられているし、他方、社会主義諸国人民との連帯の運動にもり出してきている。このことを通じて、反差別の運動は一層幅広く支持されるようになり、解放運動の意義が平和を願う国民の各層に支持され期待されてきているのである。

(4) 第六には、保育所や幼稚園、つまり就学前の乳幼児の

放論などの教科をおき、専門科目としては、部落産業論とか部落史研究などをおくようになった大学もある。しかし、一般には上級の学校ほどまだまだ冷淡であって、積極的に学校をあげてこの問題に取り組んでいるところは殆んどないのが現状である。高校、大学における部落解放教育はこれからの重要な課題である。

以上のような六つの点から解放教育の運動が発展しその内容を構築してきたわけであって、それらは一九五〇年代には考えも及ばなかったほどに発展してきたのである。しかし一方、政府・自民党は「臨調・行革」の路線を敷き、アメリカのレーガン大統領の政策に同調し、媚びを売り、日本の軍事予算を聖域化して増大し、今やGHP比1%の枠を突破させようとしている。中曽根首相は、その職に就いた当時は、露骨なまでにその本音を語り、四海峽封鎖とか不沈空母化などをレーガンに約束したり、改憲の意図を明らかにしたりした。しかし、それがあまり評判がよくないと知るや、再選の障碍となることを恐れて少し方向を転換させたかの如くよそおって、国民が重大な関心を示しつつある教育問題に取り組む姿勢を示し、臨時教育審議会を強引に設置したのである。中曽根首相は、行政庁長官の時代にすでに、「臨調・行革の次は、一大教育臨調である」と演

説いてまわっていたのであるから、それは予定の行動なのであるが、その意図を隠すべくつづつ公明党・民社党をも賛成の側に引き込んで議会での多数派工作に成功し、たくみに臨時教育審議会を設置してしまつたのである。

二、臨時教育審議会の反動的性格

(1) 「行革審」は一九八四年七月に中曽根首相に対して意見書を送付した。これは八五年度の予算の組み方への注文であった。その中に教育予算への注文が入れられているが、それによれば ①教科書無償制度の廃止、②給食補助費の削減、③40人学級への移行の見送り、④私学助成の削減、⑤奨学金制度を見直し、有利子制度の導入となっている。

①の教科書無償制度の廃止は、臨教審の発足直後という事情もあり、野党側の強い反対もあってこれは当分の間存続ということになった。②の給食費補助の削減は、次第に削減の方針が打ち出され、一つには受益者負担の原則の適用、二つめには給食センター方式への移行の線が打ち出されてきている。③の40人学級への移行は停止されてきたが、これも強力な運動のおかげで一部40人学級への移行の線が出されている。④の私学助成の削減は実施され、これまでの見透しであった経常費の半額までの補助という原則

は全く反古になった。そのような政府の態度をみて、今年度の私学の学費値上げは一斉に行なわれ、銀行ローンの利用者が増加する一方である。⑤の奨学金の有利子制度はもう一部導入されはじめた。

行革路線は、教育福祉の切り捨てであつて軍拡のおおりが文部省予算の削減並びに厚生省予算の削減という形で着々と具体化してきているのである。

(2) このように、「行革」路線の延長線上に設定された「臨教審」は当然、教育並びに保育の国家予算の削減が至上命令ということになる。したがって、臨教審の委員としておくりこまれた中曽根ブレンたちが、その第一部会で主張しているように「自由化」という思想を、論議の末に「個性化」という表現に変えようと、それは同じことをもくろむためのスローガンなのであって、要は「公教育」に対する国家や自治体の公的責任を放棄して、保育所や学校を「公立」から「私立」へ移管させ、自由競争にゆだね、伝統的な「受益者負担の原則」をさらに徹底させようという戦術なのである。

わが国の国家独占資本主義のリーダーたちは、一方で天皇をフルに活用しながら、一方で「新自由主義」という思想を最大限に活用しつつある。石炭エネルギーをかなぐりすてて、石油エネルギーに完全に切り換え、自動車の生産

とその輸送手段としての活用に重点を移すことによつて、自動車生産においてアメリカをも越してしまい、一方で国鉄の赤字をつくり、それを理由に国鉄民営化の方針を出す。国鉄が赤字を理由に値上げをくりかえし、私鉄運賃と比較してあまりに高いので、国民の国鉄を利用しなければならぬ階層の人たちから不満が高まっている。そこへ分割民営の話を持ち出せば、この案がスムーズに受け入れられることは明らかである。

最近にわかに臨教審委員たちから、文部省の画一化批判がだされてきている。これは、実は民営化を美化して公共性を攻撃しているのである。つまり教育を「私事性の原則」という原則に従つて、私立経営に重点を移すことによつて、自由競争させ、その結果として、エリート層の抽出とその重点育成に私財をなげうつて努力するやり方を奨励しようというものである。もうすでに、医師を養成する大学などはその方向にどつと傾いている。医師を特別優遇し、医者という職業は儲かるものだとおいて、医師養成の大学の民営化がすすめられたのである。私立の医大への入学金その他の費用は一千万円以上が当然と考えられはじめている。これでは年収で一千万円以下の勤労階層の子どもたちが医学に志望し入学することはできるはずがない。

(3) 厚生省が担当している保育所の問題に目を移してみよう。オイルショックによつて総需要抑制政策が掲げられて以来、公立保育所の新設は抑制され、「公設置民営」または私立保育所の新設以外は認めないという方針に切りかえられてきている。

また、保育料の点からみると現行の応能負担の原則を再検討して、利用者全額負担の原則へと切り換えることがたくらまれているのである。

すでに一九七七年三月、地方自治資料センターは、「行政の効果と限界(一)」保育行政における公費負担システム」という論文を発表している。それによれば「公的負担システムを介して保育需要をコントロールする方向をさぐり」として

イ 家計維持のために働かざるを得ない世帯には低廉な保育料

ロ 専門職あるいは金銭的に融通がきき、保育所以外に選択できる世帯には高額保育料

ハ 金銭的にも方法的にも主体性が強く、保育料が高くなれば、幼稚園のような代替施設を利用できたり、あるいは仕事を止めたりできる世帯には負担能力を超える保育料を課し、この層の保育需要を抑制する。

このような方針を示したのである。このような政策はす

で実施されてきていて、一九八一年度の一年間に、保育所に子どもを措置申請し入所許可通知をもらいながら、辞退したものが十三万人も出ているのである。自治体が次々と保育料を値上げし、入所基準をきびしいものにし、抑制方針をとりはじめている証拠である。

(4) 部落解放運動が切り拓いてきた保育料無償の要求、教科書無償、教育費無償、奨学金の給付化のこの運動は、国の方針とはまっこうから対立する状況なのである。部落外の勤労者がこのような形で収奪を強められているときに、部落周辺は勿論のこと、国民一般がこの国の方針にまきまきまこれといってしまふならば、解放運動はさらに孤立を強いられる危険がますますのである。

明治の変革以来、日本の近代化は近代学校システムをいち早くわが国に導入することによって支えられてきた事実を否定できない。それ以来、一貫して日本国民は「受益者負担」の原則にならされてきているのであって、「教育無償化の原則」を深く思想として持つに至っていないのである。

なぜ部落解放運動は、保育・教育の無償化にこだわってきたのか、そのことをもう一度明らかにし、その普遍性に依拠した闘いをくまねばならないのである。

三年前の「地対法」(同和新法)以来、部落を周辺地域並みにという攻撃がかけられている。しかし、保育や教育

域を基盤とした教育闘争の典型でもあった。

大阪の部落解放同盟(大阪府連)が、「学校教育計画」を運動方針として打ち出したのは、一九七二(昭四七)年の六月の第二十回大会においてであった。大賀正行氏は、そのことについて、次のように指摘している。

「この方針を具体化するためには、『同和』教育をめぐるあらゆる組織が有機的に結合しなくてはならない。その第一は、同盟支部とPTA・学校とを結ぶことである。その第二は、保育所・小・中学校、さらに将来は高校を結ぶことである。いうまでもなく、前者は地域の結合を軸にしたものであり、後者は、教育機関を軸にしたものである。

前者の『支部——PTA——学校』の組織化は、小・中学校ともに必要である。小学校のなかには、部落を含まない小学校もあるが、これはやがて中学校になったら、部落の子どもと同一校になるという条件であるならば、やはり支部・PTAとの結合が要求される。保育所についても同様である。ここでなされなくてはならないことは、教育内容も含めた教育運動を追求していくこと、この組織が母体となって、地域の労働組合や各種諸団体をまきこんで組織をつくり、地域ぐるみの住民運動にしていくことが、近い将来の展望でなくてはならない。

後者の『保育所——小学校——中学校——高校』の組織

の条件を周辺なみにすることでよしとするならば、部落解放運動はもはやこれ以上必要でないということになっていくだろう。この主張は部落解放運動に水をさすために共産党が「部落取り過ぎ論」で展開してきたことに従うことになる。そうではないやり方が必要である。つまり、部落以外の一般大衆——大多数の国民が、政府・独占から攻撃をかけられているその攻撃の在りようを見きわめて部落解放運動のたたかいの先進性を示しつつ共に闘う組織の拡大をはかってゆくことである。

三、部落解放教育運動の積極的展開

この小論のIの部分で考察したように、部落解放教育運動は、単に保育所や学校での教育に限定されるものではない。もっと広く①教育諸条件の改善と整備、②地域に保育・教育の自治集団を確立する闘い(これをわれわれは保育者集団の確立とか教育者集団の確立と呼んできたのである)③自己の社会的立場の自覚と自己教育運動の展開、④他の被差別者集団との共闘、⑤国際的な反戦、反差別の運動との連帯、⑥保育・教育内容、方法の改善と創造。

これらの諸分野の闘いは、同対審答申、特別措置法を武器として相当の成果をあげてきた。それは、特色として地

化は、就学前から高校までの一貫した教育について研究し、連絡しあい、さらに総合していくために必要である。たとえば、中学校の『非行』生徒の問題は、就学前教育から追求しなくては正しく把握できないだろうし、高校との関係から逆に『非行』を生み出す原因を明らかにすることも重要になってくる。子どもたちは、成長に応じて学校をかわっていくが、あくまでもひとりの子どもである。この『ひとり』をめぐるそれぞれの教育機関がバラバラであっては正常な教育とはいえない。こうした組織や運動は、教育労働者が主体的に担うべきであり、その自覚が今日とくに要求されているといわなくてはならない。^⑥

(2) また、私は同(一)一九七二年の一月(に、『部落解放総合計画と教育』という論文をまとめ、①部落解放教育の基本構造を明らかにし、②国民的合議体を形成し、「部落解放教育推進国民会議」とでも言うべきものをつくり、③各地に部落解放教育推進センターの設立の必要を論じたのであった。

そこから10年以上経過しふりかえってみると教育共闘組織は解放同盟の支部組織を中心として各地に組織されてきた。しかし、一番大きな弱点は、日本の労働者階級が教育問題を労働者階級の問題、つまり「われわれ」の問題であ

り、権力の側からの労働者への攻撃の主要な通路となっていることへの自覚の欠落なのである。

日本の国民一般は、広島・長崎への原爆の経験をもって、核三原則をまだ広範に支持している。セクト主義を克服して運動を展開すれば、国民の反核・平和の闘いのエネルギーはさらに爆発的に高まる可能性を持っている。

だからこの反核・平和への国民の期待と反戦・厭戦の思想と感情に訴えかけて運動を発展させることは、部落解放の運動を発展させる鍵となってきたことをとくに注意すべきであろう。中曽根首相の戦略は、天皇制を利用して日本国憲法の改訂を打ち出すことである。そして、資本主義の構造的不況を軍備の増強で切りぬけようとしている。しかし、このやり方はまさにわが国の「臨調・行革」路線が、教育・福祉の切り捨てによってしか可能性をもたないことになっているのである。だから、彼らは、「臨調・行革」の次には「教育臨調」であると言わざるを得なかったのである。

したがって、教育臨調を阻止し、彼らの教育攻撃に反対しこれをおしかえすためには迅速なようであるが、反戦・反核の運動をあらゆる地域で（草の根として）組織し、この組織に依拠して「臨教審」になぜ反対せねばならないかを明確にすることが必要なのである。

(3) 部落解放運動と部落解放教育が多くの人々の支持を獲得しつつある根拠はここにあるといっても過言ではない。

現在、反差別の立場でたたかう集団のない地方は、いずれも一九五一年以後の「戦後民主主義の行きすぎ是正」(吉田第三次内閣の方針)からはじまる教育反動の攻撃をうけて、中央集権的文部行政によって管理強化され、教師集団の内部に民主主義的自己管理の力を保持することが困難にされてきている。

都道府県単位の日教組があるのではないかと言われるかも知れない。しかし、労働組合としての「日教組」が経済闘争に引きこまれ、「能力主義教育」と個々の子どもたちの「受験のための準備教育」とは違うと考えて、実は文教政策としてのエリート選抜教育体制に順応してしまっ、そこから腐敗がはじまって、ずるずると文部省指導の管理体制へ引きずりこまれてしまったのである。とくに共産党の理論に影響された教師たちは、解放同盟を目的にしてその方針に反対するために、「反差別」の教育的意味を見失って、平和・反戦と反差別・人権の尊重とを結びつけることができず、その結果として世界の新しい人権闘争の動きにも対応することができないでいる。

具体的には障害児教育の分離隔離の政府の政策に手をか

世界はいま「核」を使用することを許すのか、それとも「核」を廃絶させねばならないのかの何れを選択するのかという岐路に立たされており、後者の勢力が日毎に拡大されてきているのである。

第二次世界戦争の終了が目の前に来た一九四五(昭二〇)年の六月にサンフランシスコで国際連合が再建強化され、国際連合憲章が採択されたときから、戦争は基本的人権の無視と軽蔑であり、その結果として誘発されるものであるという認識は極めて明確にされたのである。

つまり、戦争政策は「差別者」によってとられ反戦・反核は「差別反対」の立場の表明なのである。この論理はどこでも、何時でも徹底して宣伝されなければならないのである。

世界の全体の流れはその方向(つまり反戦・反核、したがって反差別の方向)に動きつつある。このことが、多くの人たちに理解されてきているのである。

教育の問題は実はきわ立って戦争への準備となるのか、それとも反戦・反核の立場をとるのかという選択をせまられているのである。

だから、したがって、教育は差別を温存しようとするのか、それとも「反差別」の立場をとるのかという形で対立を深刻なものとしてきているのである。

し、在日朝鮮人の教育を他人ごととし、ただひたすらに選挙の集票活動を政治活動と混同してしまっ、セクト主義だけで物ごとを判断する。これがむしろ教員に対する市民の信頼と支持をいぢじるしく低下させているのである。

また、教師たちは自分の学校の所在する地域に住居を移し、子どもたちと「寝食を共にする」という気風を失ってしまった。これは一般に日本の都市労働者たちが職場と自分の住居とをへだたられ、しかも長時間通勤を余儀なくされてしまった。その動向は教員にも及んだのであるが、そこから地域の子どもたちの「生活をリアルにとらえる」ということが不可能になってきたのである。教師は朝早く学校に自家用車で出発し、仕事を終えたとまた自動車で帰宅の途につく。自動車を運転するために、宿直室にたむろして一ぱい飲みながら子ども一人ひとりの問題について話しあうというような行動は消えてしまったのである。このような行動の変化は、教師個々人をアトム化し、集団とはなりにくい。それ故に上からの管理に弱くならざるを得ないのである。のみならず、部落解放教育や障害児の統合教育が明らかにしてきたように、また生活綴方の教育に取り組んだ多くの教師たちが明らかにしてきたように、「地域の生活にねぎした教育」や「差別の現実から深く学ぶ」という教育のスタイルは欠如してしまっしたのである。

(4) 反差別の教育は、「差別の現実から深く学ぶ」ということを教育実践の基点にすえてきたのである。それが欠ければ反差別の教育は成立しないのである。「同和教育などのために、定時に学校から家に帰れますか」という選挙のための呼びかけ文が、「同和教育に水をぶっかけるものではないか」と追求された矢田教育差別事件の問題点はその辺にあるのである。

日本の教師たちが、高度経済成長政策のあり方を食って、中産階級化してしまっただその意識状況を克服する道は、「反差別の教育」の意義に目ざめるというところから開かれる。そこがポイントとなっているのである。

日教組は全体として何となく力を弱めてきたと指摘されるのであるが、その原因の一つは、やはり内部における「共産党」と「社会党」の葛藤に起因することは明らかである。理論論争という形での闘いではなく、単に執行部をとらされたという形での葛藤はむしろ全体として組織の力を弱体化させ、国民の不信をかう原因となる。選挙で票を集める活動にかまければ、教師大衆の中産階級意識にこびて「やすきにつく」方針をなりふりかまわず宣伝することになる。障害児の健全児との共生・共育の方針をあざけり、部落の親たちは学校に介入してくるなどと煽るのはそのいい例である。「教師に自己教育」をせまり、きびしく「階

どもたちは荒れてくるのだと親を攻撃している。

しかし、政府は過去四十年間、自民党がその政権を担当し、自民党は一九五一年のサンフランシスコ条約後、直ちに「占領政策の行き過ぎは正」を名目に、教育の国家統制に乗り出し、多くの反対を押し切って教育委員会の公選制を廃して任命制に切り換え、教科書の検定強化をすすめ、一九五八年には「道徳」を必修として新設し、それを契機に学習指導要領を官報に告示して国定とし、一九五七年には勤務評定を実施し、文部省の上からの統制が現場にストレートに達するように、教頭を管理職化し、さらに主任制度を導入した。それ以来、学校現場はまさに管理強化され、親や子どもたちの声は校長には聞きとどけられない状況がつくられてしまった。おまつさえ、一九六〇年の安保闘争以後、政府(当時は池田首相)は高度経済成長政策を強力におしすすめ、その方針に沿って諮問された経済審議会は首相に対し「経済成長にともなう人的能力開発計画」を答申した。それは極端なまでの能力主義の教育を推進することとなり、結果として学校現場から教師と子どもたちの「共に人間として生きる」という教育本来の在り様を根こそぎ払拭することになったのである。それが「教育荒廃」の真の原因であった。

わが国の一九六〇年以後の高度経済成長政策は大企業・

級的使命」を呼びます」ということは見られなくなってしまうのである。

四、地域に侵入してくる「文明化」の波に抗して——地域からの教育改革の意義——

(1) 今日のわが国の教育が「荒廃」していることは政府も認めざるを得なくなっている。子どもの将来に不安を持たない親たちは殆んどないといって過言ではないであろう。自殺の低年齢化、校内暴力、家庭内暴力、万引きの多発、落ちこぼれ(落ちこぼされ)、最近では、いたるところで「いじめっ子」「いじめられっ子」の問題が深刻な問題になっていく。

これらの子どもたちの荒れや学校の荒廃という現象を政府・自民党は、教師と親の責任であると攻撃しつづけている。教師は日教組などという組織に所属し、ストライキを構えて闘争にあげられているから子どもが荒れるのは当然だなどという。曾野綾子(作家)は、日教組攻撃のお先棒をかついで今回の臨時教育審議会の委員に任命された。また、親たち、特に母親は生活が成り立っているにもかかわらず働きにでて家を留守にし、子どもたちをあたたかく迎えてくれないから子どもたちの様は皆無に等しく、その結果子

工業優先の政策であって、農・林・漁・牧畜などは二次的な産業と考えられ、工業製品の輸出を優先させ、農産物を他国に依存するという形で押し進められた。その結果、物は豊富になったけれども、その背後で自然破壊は極端にすすみ、公害現象が多発した。一方わが国の労働者は、賃上げに気をよくし、長時間労働政策に追従して、「働き虫」となり、結果的には日本独占をバックアップして、外国貿易に有利な立場を与えてしまった。

日本の独占の政策、それは自民党の高度経済成長政策となって具体的に推進された政策なのであるが、彼らの児童政策はこの目的にそったものとしてたてられ、学校教育もまたことごとくこの目的のために手段化されたのである。

本来、子どもは「破壊されない」自然を体内にとり入れて自己の内なる「自然」を育てなければならぬ存在である。と同時に子どもは自然に接触して自然に親しみ自己の感性を豊かに生き生きとさせねばならない存在である。にもかかわらず、高度経済成長政策のもたらした自然破壊は子どもたちの必要とするものをことごとく奪ってきた。たとえば、子どもたちの食べさせられるものには殆んど食品添加物が混入され、石油、石炭系の人口食料やレトルト食品を大量に食べさせられ、子どもの骨折事故をはじめとする体の変調が顕著になって現象化しはじめていく。また子

どもたちが昔から自然に親しみ、仲間と親しむ場所であり、天が子どもに与えた最高の贈り物としての「はらっぱ」はねこそぎ子どもたちから奪われてしまった。

そして第二に、子どもたちは本来、「共同体」に支えられ、その共同体の成員のさまざまな人々からいろいろのことを学びとって成長するのである。ところがわが国のこの高度経済成長政策は、地すべりの人口移動をもたらし、都市に人口を集中させ、しかも若い労働者を低賃金で長時間働かせたために、家族共同体は共同体の名にふさわしいものではなくったのである。核家族化は少子家族となりしかも親、とくに父親の「夜の訪問者化」が極端に進行したのである。わが国の現在の「一世帯当たり」の人口平均は3.2人である。この数字は今や欧米なみだといわれるのであるが、一世帯当たり人口が5.4人から現在の数字になるまでに欧米では二〇〇年の歳月を要したのに、わが国ではここ二〇年でこのようになったのであって、いかにわが国の高度経済成長政策が強力に権力的にすすめられたか、そしてその社会への影響が大きかったかがわかるのである。

「親」がわるいから子どもたちがわるくなったのではない、労働者としての親たちが、人間らしく生活することをゆるされず、子どもがその本来の在り方を許されない政策の推進の結果として荒れざるを得なくさせられてきたので

環境」であると言わねばならない。よき環境とは、①汚染されない自然、②よき共同体、③すぐれた文化、④よき制度などである。(詳しくは部落解放研究所紀要「部落解放研究」第一八号、一九七九・六の「国際児童年と児童の人權」鈴木、を見られたい)

わが国の自民党政府は、児童に対する政策を殆んど明確にすることなく、経済優先の政策を強行してきた結果、①汚染された自然、②共同体を破壊し、③よき児童文化を亡ぼし、④制度の政治的利用に傾斜し、子どもたちの環境を破壊してきたのである。

学校はもろろん制度として児童に保障されるのであるが、児童にとってそれは最も重要な環境の一つである。ところが今日のわが国の義務制の諸学校が「過密学級」であり「過大学級」である状況を克服することができていない。これも自民党政府の政策の結果なのである。部落解放運動は、三〇人学級が世界的にみても、決してせい沢なものではなく、ハンディのある子どもたちには当然優先して与えられねばならないものであり、できればそれはすべての子どもたちに与えられるべきものであると主張し、要求し、かちとってきたのである。しかし政府は、約束したはずの四〇人学級さえも凍結させようとしている。

自民党政府の経済優先の政策、しかも児童への配慮の完

ある。都市への人口の急激な集中と移動、核家族や少子家族しかつけない状況そして、団地に象徴されるように個々の家庭が周辺の家族と疎遠となり、ますます孤立した状況へととのめり込むのである。幼児期からはじまる子どもたちの孤立が、学校へ入学するやたちまち教育競争にまきこまれ、益々孤立を深め、小学校低学年からすでに「他人の立場に立って考える」とか「他人の痛みを共感する」とかいったことのできない子どもたちが大量につくられてしまっているのである。子どもたちは、すでに「大人」に対する不信をもち、管理のために圧力を加えられれば加えられるほど暴力的に自己の不満を表現する子どもになってしまっているのである。「いじめ」もそのように取り扱われてきた子どもたちの不満の表現の一形態なのである。

(3) 一九五九年に国連で採択された「児童の権利宣言」の前文には「人類は児童にその持てる最善のものを与える義務を負う」と述べている。すでにわかれわれは、一九七九年の国際児童年に際して再確認したように、人類が先ず児童に与えねばならない最善のものとは「平和」である。つまり戦争のない世界を準備し与えるということなのである。そのためにも日常不断に差別とたたかかって差別の無い社会をつくるということが義務づけられるのである。第二に、人類が児童に与えねばならない最善のものは、だから「よき

全なまでの欠落は、総括的に言えば「文明 (civilization) 栄えて、文化 (culture) 亡び」という方向への移行なのである。都市を意味し、土木工学を意味するシビルゼーションは、二十世紀に至って核の使用という危機に自らをさらしはじめた。科学・技術は人間皆殺しの法外な力を発揮しはじめている。科学・技術を利用した便利品の構造的体系が文明 (civilization) であるとするならば、この文明は、第一次産業の生産様式の基本にある道具使用の象徴としての耕作 (culture) Ⅱ文化 (culture) とは顕著に違つことを示しはじめているのである。

(4) マルクスはその著『資本論』の中で労働について次のように言っている。

「労働は、まず第一に人間と自然との間の一過程である。この過程で人間は自分と自然との物質代謝を自分自身の行為によって媒介し、規制し、制御するのである。人間は、自然素材にたいして彼自身一つの自然力として相対する。彼は、自然素材を、彼自身の生活のために使用される形態で獲得するために、彼の肉体にそなわる自然諸力、腕や脚、頭や手を動かす。人間は、この運動によって自分の外の自然に働きかけてそれを変化させ、そうすることによって同時に自分自身の自然〔天性〕を変化させる。彼は、彼自身の中に眠っている潜勢力を発現させ、その諸力

の営みを彼自身の統御に従わせる。」

つまり、労働とは、人間が人間外に存在する自然に働きかけ、それを自分の生活に必要なものとしてとり入れる行為である。そのとき人間は自分の全身をつかって対象としての自然素材に働きかける。対象としての自然素材が変化するわけであるが、その変化に対応して自分の内なる人間自身の側にある天性が変化し、能力が変化する。このような相互の変化の過程が労働なのである。これは、つまり、人間の大人たちの行為なので、「生活のために」する行為なのである。子どもの行為は、直接には「生活のため」(家族を養うとか、村の祭のために必要だからというように)には行為しない。彼ら(子ども)は「あそび」として、「生命の発動」として大人の労働と同じ行為をするのである。子どもたちは自然に働きかけてその変化をたしかめる。そのとき彼は自分の自然諸力、腕や脚、頭や手を動かす、そして自分自身の自然〔天性〕を変化させる。つまり、人間的諸力を高めるのである。

また、子どもは、自分の所属する共同体の信頼しうる大人たちに同一化(identification)する。つまり、親たちが従事している労働に刺戟され、早くあのような労働ができる大人になりたいと考えあこがれる。第一次産業の生産行程は多くは子どもたちの目の前で展開されることが多かつ

た。この過程には子どもたちも可能な限り参加させられていたのである。つまり、耕作(カルチャー)としての生産過程が目に見えており、そこでカルチャー(文化)というものをくりだす作業の手順を「あそび」として身につけ、その結果として彼らの潜在的諸能力を開花させることができたのである。

最近の子どもたちは、核家族、少子家族という半崩壊した共同体の中で地域からは隔離(isolation)されて、機械化、工業化、電気化、スピード化、大量化された文明にさらされ、自然や仲間にもふれることもなく、受容あそびにだけ熱中してくらしているのである。

手を汚すというからだを全開させて対象ととり組む機会を一切奪われて、小綺麗に小ざっぱりとさせられて幼児期を終り、学校へ入学した途端に能力主義の競争にさらされ、受験のために知識を暗記させられるだけの生活へと駆り立てられるのである。このような生活を余儀なくさせられる子どもたちには、主体性は育つことがない。

人間の子どもの時代は、いわば人間が第一次産業に専念していた状態で育てられる必要がある。

マルクスは、『資本論』で一八六五年のイギリスの『工場監督官報告書』を引用して、労働と教育との結合がいかに子どもたちを生き生きとさせ学習の効果を引き上げている親たちに提起すべきであろう。

(5) 以上の様な考察をへてわれわれは、いまわが国の子どもたちが、全体としておかれている状況を次のような十の観点から点検することを国民、とくに子どもをかかえている親たちに提起すべきであろう。

- ① 子どもたちの主体は確固たるものに育てられているか。
- ② 子どもたちは消費をあふられ金もうけの対象とされないか。
- ③ 子どもたちは十分に共同体に支えられているか。
- ④ 子どもたちは「レッテルはり」をされていないか。
- ⑤ 子どもたちは競争者に仕立てられていないか。
- ⑥ 障害をもった子らが地域で排除されていないか。
- ⑦ 子どもたちは管理でがんじがらめにされていないか。
- ⑧ 子どもたちはエロ・グロ文化で汚染されていないか。
- ⑨ 子どもたちは差別者として育てられていないか。
- ⑩ 子どもたちは未来の主権者として政治的能力を十分に育てられているか。

この項目一つ一つについての解説はもうここでは紙数の関係でできない。この十の項目のなかで一項目でも危惧なくうまくだまかであるといえるものはないことに気づくのである。子どもたちは、いま人類のもつ最善のものを与えられているとはけっして言えないことが明らかだと言える

「……半労半学の制度は、この二つの仕事のそれぞれ一方を他にとって休養および気晴らしとするものであり、したがって児童にとってどちらか一方を中断なしに続けるよりもずっと適当である。朝早くから学校に行っている少年は、しかもこんなに暑いときには、自分の労働をすませて生き生きと元氣よくやってくる少年と競争することは、とうていできないのである」

大人が賃労働と考える筋肉労働と呼ばれるものさえも、子どもの本性に適しているのであって、子どもたちは自然にそれを求めているのである。だからその労働が激しすぎないものであれば、それは子どもにとってむしろリクリエーションと呼ぶにふさわしいものとなっているのである。

部落解放保育の六つの原則の一つは「生活と労働と保育の結合の原則」であると、われわれは、一貫して主張しつづけている。学校教育の段階で部落解放教育の原則が「生活と労働と教育の結合の原則」を位置づけることの重要さは、すでに十年前に指摘されていたにもかかわらず十分に展開されなかった。これは今後の重要な課題である。

だろう。

部落解放運動は、この子どもらすべてに、最善のものを与える先駆的運動となっているのである。その具体的な方法は、地域における教育者集団の形成である。

五、地域からの教育改革を

1、保育所・幼稚園、学校を足場として

(1) 先に私は、最近の都市化現象の一つのあらわれとして、保育所・幼稚園の保育労働者の場合も、学校の教師たちも、それぞれの施設の所在する地域に生活しているものは少なく、殆んどが時間ないしはそれ以上の時間をかけて毎日通勤することになってしまったと述べた。

したがってまず、保育労働者も教師たちも、子どもの親たちを父母の皆さんという一般普通名詞でとらえることが多くなった。

つまり、A男の父親は公務員で母親は〇〇スーパーの臨時のパート職員として働いており、B子の父親は国鉄の労働者であり、その母は、バスのガイドであり同時に全自交の組合の労働者である、といった具合に具体的に個有名詞で把握するということがないのである。一つの保育所なり一つの学校に十年もいる人の場合は、C子はA男の妹であ

りあの父親は最近市役所の庶務課の課長になり、母親は最近〇〇スーパーをやめて解放運動体の事務の仕事をはじめたといった具合に、親たちの生活や地域の運動とのかかわりまでよくわかってC子の生活を理解することもできるようになる場合もある。しかし一般の保育労働者や教師たちの多くは、施設の中から「父母」たちという一般の抽象的に親たちを見る見方をしている。この見方は早く克服されなければならない。

子どもの生活は、このような「父母一般」という人たちに支えられて成立しているのではなく、もっと具体的なものである。つまり父母ともにそれぞれにある労働に従事し、職場では労働組合の組合員であるとか、商売をしている場合であれば、酒屋とか八百屋とか、タバコ屋とかとにかく具体的なある特定の暮らしをみもっているのである。彼らは、またそれぞれに今年の春闘なら春闘に直接間接にかかわりをもって生きているわけである。

保育労働者や教師がその親たちを「父母一般」と把握しているから、親たちも教師の方を「公立学校の教師」とみて、日教組の組合員とは認めないのである。「同和」保育運動の特に重要な特色は、父母一般としてではなく、〇〇地区の部落の「保育守る会」に結集した親たちとして保育集団とは独立した一つの集団の一員となって組織され、そ

の組織が保育集団と連帯して地域の二十四時間の生活の組織を計画的にすすめようとしてきたことである。それが今日大きな力になりつつある。

学校の段階では、それはまだ有効に意識的に十分な成果をあげるに至っていない。それは、部落の親たちが地区外の親たちの数に比して小さくなってしまふということもあるし、それにもまして教師たちの方がその少数者である親たちを他にもある少数者、つまり、障害者の親の集団とか、在日朝鮮人・韓国人の親の集団とかとつなげようと積極的に動くことがないからである。父母一般ではなく、〇〇労働組合の一員としての父または母を、対等の労働者としてつなげて組織し、これらの組織と被差別の立場にある集団とをつなげる仕事は、今日特にますます重要になってきているのである。

(2) 「公立」保育所、「公立」幼稚園、「公立」学校の「公」の意味を問い直し、「公」を地域住民、特に、従来被差別の立場におかれた住民の要求に完全に答えうるサービス機関で、そのサービスは「無償」で住民に提供されるものという意味に転換させる運動をしなければならぬ。なぜそのようなことを言うのかというと、いまだに「公立」の「公」には、「お上」意識がまっわりついているからである。

「公方様」(くぼうさま)と言えば、徳川幕府の將軍のことであり、明治以後「公方」は朝廷を意味することとなり、やがて天皇制の強化にもなつて「公」は「官」を意味し、「官尊民卑」の思想をあらわすことばとなつてきた。差別は、この官が民を分断支配するために利用して、民の団結をことごとく禁止してきた。公立の学校の教師が、父母一般とみて、父母の集団と「社会的立場の自覚」を基礎とした組織の一員とみる見方ができないのは、学校という施設をいまだに「お上のもの」と見る見方を引きずっているからである。

「公立」立学校の「公」の概念を転換させることをわれわれは従来、「奪われたものを奪い返すこと」と言ってきたのである。

日教組機関誌『教育評論』に、私は「学校を被差別民衆の手にとりもどす」という文章を書いたことがある。(一九八四・一一)そのときにも紹介したのであるが、一九七一年イタリアでは新しい「保育法」が成立した。この法案に従って第一次保育所建設五ヶ年計画がたてられ、イタリア全土に三八〇〇ヶ所の保育所が建てられた。その費用は、国が半分、企業が半分、企業は女子労働者の雇用数分の健康保険料の0.8%を拠出し、これを保育所の運営費に当てる。しかも、こうしてたてられた保育所運営は、地域の

労働組合と保育労働者でやる。つまり保育所毎に地域の労働者代表、婦人代表、保母・保育所職員代表によって構成される保育所運営委員会が運営の責任をもつのである。ここには行政から任命された所長はない。

この「保育所法案」を成立させる段階で、イタリアの婦人総同盟は、「ストラッパレ」というスローガンをかかげて闘った。「ストラッパレ」とは「奪いかえず」という意味だそうである。議会でこの法案が審議され、最終段階にさしかかったとき、イタリアの各地から臨時列車が仕立てられ、婦人や労働者が約二十万人もローマの議会をとりまいて、ついにこの法案をかちとったといわれている。

保育所とか学校の保母や教師が「職場内民主主義」を主張するだけでは、民主主義を実現したことにはならない。

「公立」の「公」の概念を問い直して、保育所や学校を誰のためのものにするべきかを考え具体化することが必要なのである。地域の教育計画を策定するためのこれが一つの前提である。

公立学校の教師を主体とする「同和教育研究協議会」は、研究を主たる任務とする団体であるためであって、「親集団」の参加が充分に意識されてこなかった。それゆえにますます、その「公」の意味の問い直しが要求されねばならない。なぜならば、日本共産党系の保母、教師たち

は、親集団の保育所や学校への強い不満や要求を、「介入」であるから受け入れるわけにいかないと拒否し、その合理化のために「公立」を表面におしたるののである。「ストラッパレ」の意味は殆んど理解されないといふべきであらう。

先にものべたように、「児童の権利宣言」(国際連合・一九五九年)の前文には、「人類は、児童にそのもてる最善のものを与える義務を負う」と宣言している。人類の願いからえば、すべての子どもたちに良きもの一つとして保育所、学校を「無償で提供」しなければならないのである。

この意志と願いとを実現する施設、それが保育所、学校の「公立」の意味なのである。

2、その他の施設を足場として

部落解放運動は、地域に「部落解放センター」とか「隣保館」と呼ばれる施設を建設してきた。勿論これは地域センターであり「公立」である。このような施設の機能をフルに機能させることが益々重要になってきている。

私はかつて、隣保館(又は部落解放センター)の機能には五つあると書いたことがある。(2)

① 平和の「砦」としての機能

日本国憲法第九条の意味の宣伝、国連憲章、世界人権宣言、国際人権規約等々の平和・反戦と人権を守り差

別を克服することの関連をたえず明確にして啓発につとめること。広島、長崎の原爆の事実を赤裸々に住民に知らせ、子どもらをもふくめたあらゆる階層の人々が平和の大切さに気づくよう活動すること。

② 地域の住民のいのちとくらしを守る拠点としての機能
自然破壊を許さず、食品添加物の少ない自然食の製造と分配に役立つこと、共同体の崩壊をくい止め、地域共同体づくりに努力すること、生活保護世帯、失業者、低収入労働者、夜間作業者の相談や援助、営業資金の調達と援助、授産活動等。

③ 文化活動の拠点としての機能
識字、手仕事、料理、演劇、その他の芸能地方語の保存、民話・伝承の掘り起こしとその普及、その他のさまざまな文化活動を組織し、創造し発展させる機能。

④ 自己教育の場を提供する機能
子ども会活動、保育講座、教育講座、読書会、文芸講演会、解放講座、詩、俳句、和歌のサークル活動、図書紹介と図書館活動、地区の歴史研究会

⑤ 周辺地域への情報宣伝活動の機能

地区住民への公報宣伝啓発の仕事のみならず、周辺地域への情報宣伝、啓発の仕事はますます重要になってきている。

部落解放センター(又は隣保館)の活動と、学校の地域で果たす役割とは、密接に有機的に結合され、そこで地域教育計画が策定されてゆくことがこれからの課題である。

また、隣保館や部落解放センターのない地域では、公民館や、保育所、学校が①の平和の砦としての機能をうけもたねばならない。

3、地域「共同子育て」運動の展開

一九八一年末に乳幼児発達研究所が呼びかけ、「共同子育てキャラバン」の運動をはじめた。各地から引き合いがあり、講演会がもたれ、一九八三年夏に大阪共同子育て連絡会が結成された。母親たちが住居に孤立して子育てをしなければならぬ現在の状況は、極めて異常な状態である。人間は自然と仲間との関係の中でしか人間になれないのだという自覚が、母親たちの自主的サークルの発展の基礎にある。この連絡会は、一九八四年四月に機関誌「汽車ポッポ」を手づくりで出しはじめ、七〇〇部現在刷っている。また、正式にこの連絡会に参加している地域の共同子育てのグループは三〇である。

この運動は、テレビ(NHK、各民放)や新聞にも報道され、全国的に各地に波及しはじめている。神戸、尼崎、京都は勿論、三重、奈良などにも最近活発になってきた。

この運動はいろいろの教訓を示している。第一に、社会

の変動の中にある新しい不満や要求の所在に気づいたときに、これに対して正しい解決の糸口をつけてくれるものが見つかれば一気に爆発的に運動は発展しはじめる。このとき、乳幼児発達研究所が機関として果たした役割が重要だったのである。第二に、これを担う地域の共同子育てのサークルのあり様はさまざまであって、家庭の主婦の活動にはその範囲にも力にも制限があるということを確認しておくことが重要である。各地のサークルは自由に個性的にそれぞれの在り様を模索しながらやっている。そのようなサークル間のゆるやかな連合体として、共同子育て連絡会があり、委員が集まって会の方向や、共同でできることは何かを考え合っている。新しい会をつくりたいので応接してほしいという要請があれば、講師の派遣とか、当日の一日保育の手助けを出すなどの仕事を受け持っている。このような活動に従事して主婦たちが生き生きと生きてきているのである。

ただし、この主婦たちは、殆んどが間もなく乳幼児段階の子育てを終了してしまうのである。だから各地のサークルには当然メンバーの交代がはじまる。このいま共同子育てに参加している主婦たちの子どもが幼稚園に行ったり、小学校に進学した段階で、この人たちに共同子育ては必要がないのであろうか、当然必要なのである。

って教育改革にたちあがる。

教育を語る会、母と女教師の会など、子育て、教育を語る場を、学校・校区に網の目のようにつくりだす。

児童館・学童保育・公民館・図書館などの職員と教職員との教育交流を發展させる。

子どもの学習権保障のために、教育条件改善のとりくみを、通域自治体に要求する運動をおこす(白書・予算獲得運動)。その発展のなかで、恒常的な校区教育協議会をつくりだしていく。

経済開発優先の地域づくりでなく、育てる・学ぶ・育つ教育・福祉をも大切にすまちづくりをすすめる。

その一環として自治体の教育行政を民主化する(準公選の実施、自治体教育計画策定への参加)。その発展として校区、地域教育協議会(P.T.A.、教職員代表)と公選制教委との協力によって地域教育計画をたてる。

(3) 国政をかえる教育改革運動

民主教育をすすめる県民連合を、市町村段階にもつくり、地域教育改革運動をすすめるとともに、国政においては教育法の改正・立法化によって、教育改革をすすめる。

国政レベルでの教育改革の審議をおこなうため、各界代表で構成される協議会方式の機関を設置する。

先にわれわれが論じたように、臨調・行革の路線が敷かれ、その路線上に臨時教育審議会が一定の結論を出して行く。それは、教育荒廃や子どもの荒れの原因を正しく見つけて、抜本的な政策を具体的に展開するものではなく、その原因を隠蔽して、「自由化」とか「個性化」というような金のあるものだけに有利な教育情況をつくりあげてくるであろう。

この動きは、これからますます顕著になってくるであろう。そして「公共性」の本来の意味はますます消されてゆくであろう。

部落解放運動が切り拓いてきたものは孤立させられ、「部落取り過ぎ」攻撃はますます大声で叫ばれ攻撃は一段ときびしくなるであろう。どうしてもいま地域に学校教育の諸問題を包み込んでなお広く一般的に子育ての問題に取り組みうる「教育者集団」を形成することは急務となってきているのである。

日教組は、臨時教育審議会に対抗して、委嘱による「教育改革推進研究委員会」をつくり、「いま、日本の教育をどう改めるか——教育改革国民プラン—第一次試案—」を発表している。その一五ページのところに

〔2〕 校区・地域からの教育改革

家庭の父母、地域の住民、学校の教職員三者一体とな

日本学術会議、教育学会、教職員、父母、労働者代表などで構成し、公開制のもとで、広く会議をおこし、国民合意のもとでの建議をつくり、文部大臣はこれをうけ改革をすすめる。

私たちは、国民的な教育改革論議がおこることを期待して、以上の提案を発表する。」としている。

これを見てわかるように、「恒常的な校区教育協議会をつくりだしていく」という方針を実際にはどう具体化するのかが一つのポイントとなるのである。

恒常的な校区教育協議会をつなげて行政区または都府、県段階における共同支令所とでもいうべきもの、それをこれから模索してゆき、大阪ではむしろ過去の経験を含括してある種の「センター」をつくる必要があると考える。活発な討議を期待するものである。

(部落解放研究所副理事長)

註記

① 部落解放同盟日之出支部『解放教育論文集』一一四頁。同論文は『解放教育』七三年一月号にも所収。

② 『解放教育』一月号所収。

③ 一九六九年三月の大阪市教組東南支部役員選挙でのいわゆる「木下あいさつ文」。